

なかの



Vol. 262

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (3~5月行事予定表)



※下記の予定は、2月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月 日	時 間	内 容	会 場	
3月	2日(月)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	4日(水)	10:30~11:30	厚生共益事業委員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	10:30~11:30	公益事業委員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	11:30~12:00	女性部会役員会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	5日(木)	10:30~11:30	税制税務委員会	中野法人会館
	6日(金)	11:00~12:00	広報委員会	中野法人会館
	//	18:00~19:00	青年部会役員会	中野法人会館
	8日(日)	9:20~16:30	中野ランニングフェスタ2026	四季の森公園
	10日(火)	11:00~12:00	総務委員会	中野法人会館
	11日(水)	10:30~11:30	組織委員会	中野法人会館
	24日(火)	16:15~16:30	正副会長会	中野区役所ナカノバ
	//	16:45~17:45	理事会	中野区役所ナカノバ
	//	18:00~20:00	新入会員特別研修会・交流会	中野区役所ナカノバ
	25日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野セントラルパークカンファレンス
26日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館	
28日(土)	12:20集合	第8・9支部日帰りバス研修会	横須賀・鎌倉方面	
28・29日	10:00~16:00	中野通り桜まつり税金クイズ	新井薬師公園	
4月	1日(水)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	3日(金)	17:00~17:45	青年部会第1回研修会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	17:45~18:15	青年部会定時総会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	//	18:30~20:30	懇親会	ナカノヤ / NYAcafe
	6日(月)	14:00~15:00	女性部会第1回研修会	中野法人会館
	//	15:00~15:30	女性部会定時総会	中野法人会館
	7日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	中野法人会館
	9日(木)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	16日(木)	未 定	〈全法連〉女性フォーラム埼玉大会	ソニックシティ
	//	11:00~12:00	総務委員会	中野法人会館
17日(金)	13:30~15:00	監査会	中野法人会館	
5月	1日(金)	13:00~17:00	無料法律相談	中野法人会館
	9・10日	未 定	中野にぎわいフェスタ税金クイズ	四季の森公園
	12日(火)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野法人会館
	13日(水)	13:30~16:00	新設法人説明会	中野法人会館
	14日(木)	17:00~18:00	理事会	西武信用金庫中野セントラルパークサウス会議室
	17日(日)	未 定	わんぱく相撲応援及び税金クイズ	中野区立総合体育館
22・25日	16:00~17:30	オンラインセミナー「令和8年度税制改正」	中野法人会館	

3月号の目次

(新春特別企画) 署長講演会・新年賀詞交歓会

2026 VOL.262

新年賀詞交歓会・祝辞(福永署長様)・無料法律相談	3	都税だより	11
祝辞(福留所長様・酒井区長様)	4	部会だより	12
法人会からの提言	5	署長講演会・新年賀詞交歓会(第1・2部)	13
知っとくと得情報(山岡税理士)	6・7	新年賀詞交歓会(第3部=祝賀会)、総会のご案内	14
(全法連)行動する法人会=令和8年度税制改正提言	8・9	新年賀詞交歓会(第3部=大抽選会)	15
税務署だより	10	会員事業者紹介	16

● 表紙(写真説明) 「中野…早咲きの桜」 木村化学産業(株) 木村 栄太郎 氏

現在「広報誌なかの」の表紙を募集しています。つきましては、支部の広報委員または事務局までご一報ください

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743



新年賀詞交歓会

(令和8年1月8日(木) 於：リーガロイヤルホテル東京)



横山会長



木村広報委員長



矢島総務委員長



福井税制税務委員長



川村組織委員長



柴野公益事業委員長



大島厚生共益事業委員長

出席して頂いた
中野税務署の
幹部の皆様



福永署長様



上運天副署長様



山口第1統括官様



石井審理担当上席様

祝 辞



中野税務署
福永秀文

新年明けましておめでとうございます。
令和8年の年頭に当たり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年中は、横山会長をはじめ公益社団法人中野法人会の皆様には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、区内の小学校15校における租税教室の開催及び

講師派遣など積極的な租税教育活動の推進に取り組んでいただいております。

また、小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の募集活動では、313点もの素晴らしい作品の応募がありました。これもひとえに役員及び会員の皆様が区内の小学校に働きかけるなど、熱心な募集活動に取り組まれた成果であると考えております。

さらに、「中野にぎわいフェスタ」など地域に根差した様々なイベントを通じて、納税道義の高揚のために御尽力いただいていることに対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後もこのような魅力のある活動を展開されますことを御期待申し上げます。

近年、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しており、国税組織としまして、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化」及び「事業者のデジタル化促進」の3つを柱として取り組んでおります。

令和7年分の確定申告におきましても、「納税者の利便性の向上」の観点から、引き続き、マイナンバーカードを利用した自宅などからのe-TAX申告の一層の推進を図るとともに円滑かつ確実な事務処理や期限内収納の確保に取り組むこととしております。

なお、スマートフォンによる申告に当たっては、マイナンバー連携を御利用いただくことで、給与所得の源泉徴収票や医療費などの情報が確定申告書へ自動入力されるなど利便性がさらに向上しております。

また、国税の納付についても、自宅などからスマートフォンやパソコンを使って、24時間納付可能なキャッシュレス納付が大変便利になっております。

会員の皆様には、御自宅からのe-TAX申告及びキャッシュレス納付の御利用を是非ともお願い申し上げます。

併せて、法人税ALL e-Taxをはじめとする税務手続のオンライン化の促進に引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

本年は、十干十二支で「丙午（ひのえうま）」の年です。経済・社会情勢が大きく変化していく中で、力強く走りぬく馬のごとく、情熱と行動力で突き進み道を切り開いていく「飛躍の年」とも言われています。

最後になりますが、新しい年が中野法人会にとって更なる飛躍の1年となりますことと、会員の皆様にとって、幸多き年であることを心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

中野法人会の

無料法律相談

完全予約制!!

(まずはお電話を...)

実施日時：4/1(水)、5/1(金)、6/1(月) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件:45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当) 三國・下島



祝 辞



皆さま、新年明けましておめでとうございます。

中野都税事務所長の福留でございます。

旧年中は、横山会長をはじめ会員の皆様方には、都政全般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

中野都税事務所
福留敬一

また、都税広報記事の会報への掲載や、各種イベントでの広報活動、租税教育の推進など、都の税務行政に格別の御協力をいただいておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

さて、東京都では「2050東京戦略」に基づき、全庁を挙げて戦略的な取組を進めております。気候変動や少子高齢化、国際競争力の低下など、都が直面する課題に対し、局や政策分野を越えた先進的な施策を展開するとともに、災害対策や気候変動への備え、長引く物価高の影響など、都民生活や企業

をしっかりと支える、決め細やかな施策を講じてまいります。

主税局におきましては、税務のDXを進め、スマートフォンによる電子申請システムの導入や各種手続きのワンストップ化、キャッシュレス納税の拡充など、納税者の皆様に利便性とサービスの向上を実感いただける取り組みを進めております。

中野都税事務所といたしましても、親切できめ細かな対応を心がけ、適正かつ公平な賦課徴収の推進と、効率的な事務運営に努めてまいります。本年も皆様の変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人 中野法人会にとりまして、更なる飛躍の年となりますよう、また、会員の皆様方の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。



皆さま、明けましておめでとうございます。中野区長の酒井でございます。

新しい年を迎え、ご参加の皆様は、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

中野区長
酒井直人

今年の干支は「丙午（ひのえうま）」です。丙午は火の力を象徴する年といわれ、燃え盛るようなエネルギーのもと、新しいことへの挑戦や、物事を一気に前へ進める力が生まれる年とも言われております。この勢いを活かし、今年も心身ともに元気に過ごす一年にしてまいりたいと考えております。

さて、昨今は物価高騰が長期化し、区民生活への影響も大きくなっております。特に影響を受けやすい低所得世帯の方々を対象に、給付金の支給など必要な対策を講じるべく、国や関係機関とも連携しながら、区議会臨時会の開催を含め、検討を進めているところでございます。

また近年は、生命に危険を及ぼすレベルの猛暑が続いており、昨年は観測史上最も暑い夏であったとも言われております。こうした状況を踏まえ、保育園や高齢者会館のほか、区民活動センターやすこや

か福祉センター、公園やスポーツ施設などにおいても、必要な熱中症対策や猛暑対策に取り組んでまいります。

そして本年は、「基本構想で描く10年後に目指すまちの姿」を実現するための後期5か年基本計画がスタートする年でもあります。「つながる はじまるなかの」というキャッチフレーズのもと、中野が目指す将来像の実現に向け、具体的な取り組みを進めてまいります。

その中で、ここにお集まりの中野法人会の皆様は、日頃から地域や企業、さまざまな分野で貴重なつながりを築き、パートナーシップを育てられます。まさに中野が目指す姿を体現されている存在であると、心から敬意を表する次第でございます。ぜひ、この後期基本計画のスタートにあたり、引き続き皆様と力を合わせながら歩んでいきたいと考えております。

結びになりますが、本年の会員の皆様のご健勝とご多幸、そして中野法人会のますますのご発展を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

法人会からの提言

意見広告

税と社会保障の一体改革を!

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」[公益財団法人 全国法人会総連合(略称:全法連)]は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人 全国法人会総連合
会長 齋藤 保
株式会社IHJ特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳出の一体的改革を進めることが重要である。歳入は安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿など大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%控除可能)の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置(2割特例)の延長 等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。47都道府県に440の単体法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の機軸ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の抜言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に関する取り組みにも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資する「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、「健康経営」を柱とした企業の活力向上もたらす取組の増加、2 適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取組んでいます。*健康経営はNPO法人健康経営協会の登録団体です。

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、**深刻化する少子化問題を強化するために国が導入した新たな制度「こども・子育て支援金制度」**を解説いたします。**2026年4月分からこの制度に基づき支援金の徴収がスタート**しますが、この徴収については、**独身者や後期高齢者を含む全世代や企業の皆様から拠出**していただくことになっておりますので、今回はその詳細を説明いたします。

1. こども・子育て支援金制度の創設

少子化・人口減少は、我が国が直面する最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスです。こうした危機的な状況に鑑み、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、総額3兆6千億円規模に及ぶ「こども・子育て支援加速化プラン」(加速化プラン)を取りまとめました。その後、こども・子育て支援金制度の創設を内容に含む法律が令和6年6月12日に成立しました。**社会全体でこども・子育て世帯を応援していく**ため、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本的な給付拡充の財源の一部に、「こども・子育て支援金」が充てられます。

支援金制度は、少子化対策のための特定財源であり、3兆6千億円のうち1兆円程度を確保します。支援金は、医療・介護の徹底した歳出改革と賃上げによる実質的な社会保険負担軽減効果の範囲内で導入することとしており、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築することとしています。ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代・全経済主体から、医療保険料と合わせて所得に応じて拠出いただきます(出典:こども家庭庁)。

2. 支援金を活用した各種事業

拠出された支援金は、次の事業に充てられま

すが、支援金制度が令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築されるまでの間、これらの事業の実施に必要な費用については、「こども・子育て支援特例公債」(令和6年度から令和10年度までに必要に応じ、つなぎとして発行する公債)を発行することで賄います。

[事業の内容]

(1)児童手当の抜本的な拡充

所得制限を撤廃し高校生年代まで児童手当を延長するとともに、第3子以降はより手厚く一人当たり3万円に大幅増額します(令和6年10月から)。

(2)妊婦のための支援給付(出産・子育て応援交付金)

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円を支給します。また、妊娠後期以降に(妊娠しているこどもの数×5万円)の支給を行います(令和7年4月から制度化)。

(3)乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

「こども誰でも通園制度」は、保育所に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが、時間単位等で柔軟に利用できる制度の仕組みを創設します(こども1人当たり10時間/月)。

(4)出生後休業支援給付(育児給付率の手取り10割相当の実現)

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間に両親ともに14日以上の子育て休業を取得した場合に、育児休業給付と合わせて最大28日間、手取り10割相当となるよう支給します(令和7年4月から)。

(5)育児時短就業給付(育児期の時短勤務の支援)

2歳未満の子を養育するために時短勤務している場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給します(令和7年4月から)。

(6)国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置

自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者の方を対象に、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除します(令和8年10月から)。

3. 「こども・子育て支援金」を負担する人は?

「こども・子育て支援金」は、医療保険料に上乗せされる形で徴収されますが、子どものいない世帯は直接的な恩恵を感じられないことから「独身税」とも呼ばれています。また、後期高齢者も直接負担対象です。

しかし、「こども・子育て支援金」は税金でも社会保険料でもありません。少子化対策の一環として、社会全体で子育てがしやすい環境をつくるための財源確保を目的とした「支援金」です。

つまり、子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのものであり、その子どもたちは将来大人になりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様が拠出することになっています。

4. いつから始まり、支援金額はどのくらい?

「こども・子育て支援金」は、令和8年4月から医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険、被用者保険)の保険料と合わせて拠出しますが、実際に徴収が開始される時期は加入する医療保険によって異なります。被用者保険に加入されている方は給与所得から拠出し、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額は、加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると令和10年度で月額450円(令和8年度は250円)と試算されています。

なお、支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等を合わせて行うこととしており、国民に追加の負担を求めることのない仕組みとなっているようです。

つまり支援金は、児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険と区分された仕組みとなっていることを理解する必要があります。

ローマ字「ヘボン式に」

日本政府は昨年12月16日の閣議で、ローマ字の表記について、「訓令式」から「ヘボン式」

	訓令式	ヘボン式
東京	Tōkyō	Tokyo
柔道	zyūdō/jūdō	judo

を基本とするルールに改めることを決めました。現行の表記方法は1954年の告示に基づいており71年ぶりの改訂となります。

小学校の国語では訓令式で指導されてきましたが、ヘボン式が広く社会で浸透していることに対応しました。

英語の発音に近いヘボン式では、すしは「susi」から「sushi」、新宿は「Sinzyuku」から「Shinjuku」となり、2026年以降変わる見通しです。

3月の税務と労務

- ・国税/令和7年分所得税の確定申告
2月16日~3月16日
- ・国税/個人の青色申告の承認申請
3月16日
- ・国税/贈与税の申告
2月2日~3月16日
- ・国税/2月分源泉所得税の納付
3月10日
- ・国税/個人事業者の令和7年分消費税の確定申告
3月31日
- ・国税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日
- ・国税/7月決算法人の中間申告
3月31日
- ・国税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日
- ・地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月16日

4月の税務と労務

- ・国税/3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
4月30日
- ・国税/8月決算法人の中間申告
4月30日
- ・国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
4月30日
- ・地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日~4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税/軽自動車税の納付
4月中において都道府県の条例で定める日

— 令和8年度税制改正に関する提言 —

行動する法人会

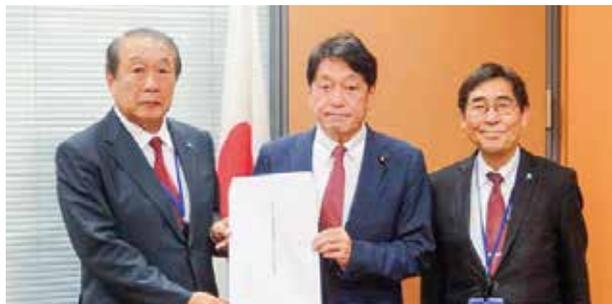


全法連では、令和8年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

11月4日

税制調査会長 **小野寺 五典** 氏



左から飯野税制委員長、小野寺税制調査会長、田中専務理事

自由民主党

11月12日 予算・税制等に関する政策懇談会

財政・金融・証券関係団体委員長 **塩崎 彰久** 氏 他



日本維新の会

11月28日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 **梅村 聡** 氏 他



立憲民主党

11月13日 税制調査会ヒアリング

税制調査会長 **重徳 和彦** 氏 他



公明党

11月26日 財政・金融部会団体ヒアリング

財政・金融部会長 **杉 久武** 氏 他



国民民主党

11月17日 税制調査会ヒアリング

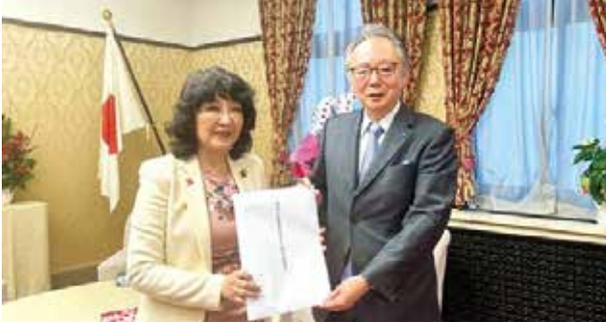
税制調査会長 **古川 元久** 氏 他



財務省

12月4日

財務大臣 片山 さつき 氏



左から片山財務大臣、池田筆頭副会長

財務省

11月17日

財務副大臣 舞立 昇治 氏



左から田中専務理事、丸山税制副委員長、舞立財務副大臣、飯野税制委員長

厚生労働省

11月13日

厚生労働副大臣 長坂 康正 氏



左から長坂厚生労働副大臣、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

国税庁

12月10日 表敬訪問

長 官 江島 一彦 氏
次 長 田原 芳幸 氏
課税部長 高橋 俊一 氏

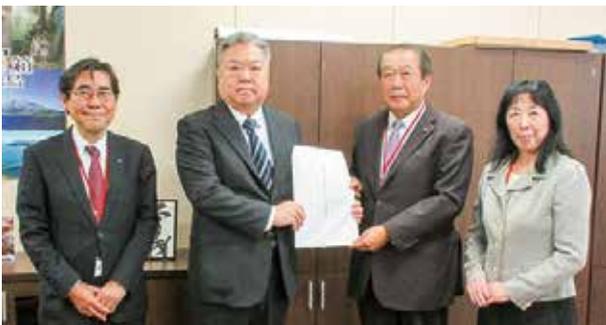


左奥から高橋課税部長、江島国税庁長官、田原次長
右奥から飯野税制委員長、斎藤会長、田中専務理事

総務省

10月14日

自治税務局長 寺崎 秀俊 氏

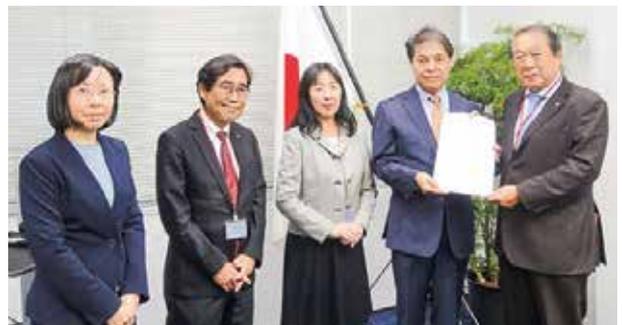


左から田中専務理事、寺崎自治税務局長、飯野税制委員長、丸山税制副委員長

中小企業庁

10月22日

長 官 山下 隆一 氏
事業環境部長 坂本 里和 氏



左から坂本事業環境部長、田中専務理事、丸山税制副委員長、山下中小企業庁長官、飯野税制委員長

税 務 署 だ よ り

税務署からのお知らせ

令和8年5月から**税務署窓口**での
納税証明書の請求・受取の受付は

9時～15時



までにお願いたします

自宅等から

電子納税証明書(PDF)を請求できます。
自宅やオフィスから請求・受取ができますので
是非ご利用ください!

step 1 自宅やオフィスで請求	step 2 電子申請	step 3 電子発行・受取
<p>e-Taxホームページからログイン メインメニューの「申請・納付手続を行う」を選択し、「納税証明書の交付請求(電子交付用)」を選択。 ※e-Taxを初めてご利用になる場合は、アカウントの作成が必要です。</p> <p>個人の方 https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/individual</p> <p>法人の方 https://login.e-tax.nta.go.jp/login/reception/login/corporate</p>	<p>必要事項を入力して送信 マイナンバーカードを読み込んで電子署名を付与。</p> <p>マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。 有効期限を過ぎた場合、e-Tax 手続やマイナ保険証としての利用などができませんので、お早めに更新手続をお願いします。 有効期限や更新手続等の詳細は、デジタル庁公式note をご確認ください。</p> <p>マイナンバーカード が必要です!</p> <p>デジタル庁 公式noteはコチラ</p>	<p>メッセージボックスに 手数料の案内が格納されます。 インターネットバンキング等で手数料納付後、納税証明書(PDF)をダウンロードできるようになります。</p>

※ 法人の場合、代表者本人のマイナンバーカード以外に「商業登記電子証明書」等の電子証明書を利用して申請することができます。

窓口受取

- ✓ 事前にオンライン請求をお願いいたします。
- ✓ 窓口での請求は、原則、スマホでの手続きをご案内しています。
※ 利用者識別番号(16桁)と暗証番号をご確認の上、マイナンバーカードをご持参ください。

オンライン申請



e-Tax(Web版)



都 税 だ よ り



中野都税事務所

都税の納税証明・評価証明等の申請には

LoGo フォーム をご活用ください!



■ LoGo フォームでの申請が可能な証明

- 納税証明（車検用納税証明は除きます。）
- 滞納処分を受けたことのないことの証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 23 区内の土地・家屋名寄帳
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23 区内の固定資産(土地・家屋)物件証明
- 23 区内の土地・家屋（補充）課税台帳

■ LoGo フォームでの証明書等の申請について

申請できる方	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者本人 法令等に基づき証明等の申請をすることについて正当な理由を有するもの 上記の代理人 																		
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> パソコン又はスマートフォン ※推奨環境 ■パソコンでのご利用 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>Windows</td> <td>Mac(Macintosh)</td> </tr> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Windows 10 以降</td> <td>macOS 13 (Big Sur) 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> </tr> </table> ■スマートフォンでのご利用 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>Android</td> <td>iPhone / iPad</td> </tr> <tr> <td>推奨 OS</td> <td>Android 12 以降</td> <td>iOS / iPadOS 16 以降</td> </tr> <tr> <td>推奨ブラウザ</td> <td>Google Chrome (最新版)</td> <td>Safari (最新版) Google Chrome (最新版)</td> </tr> </table> 商業登記電子証明書又はマイナンバーカード <p>※納税義務者本人以外からの申請は、上記に加え、委任状等の確認資料を申請フォームに添付してください。</p>		Windows	Mac(Macintosh)	推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 13 (Big Sur) 以降	推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)		Android	iPhone / iPad	推奨 OS	Android 12 以降	iOS / iPadOS 16 以降	推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版) Google Chrome (最新版)
	Windows	Mac(Macintosh)																	
推奨 OS	Windows 10 以降	macOS 13 (Big Sur) 以降																	
推奨ブラウザ	Microsoft Edge (最新版) Google Chrome (最新版)	Google Chrome (最新版)																	
	Android	iPhone / iPad																	
推奨 OS	Android 12 以降	iOS / iPadOS 16 以降																	
推奨ブラウザ	Google Chrome (最新版)	Safari (最新版) Google Chrome (最新版)																	
手数料・郵送料の納付方法	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード又は PayPay ※対応ブランドは：VISA、Mastercard、AmericanExpress、JCB、DinersClub 																		

その他詳細な手続や Q&A は東京都主税局 HP をご確認ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/application/logoform>

都税証明 電子申請

検索



部 会 だ よ り

《女性部会》

◆ 『第16回 税に関する絵はがきコンクール』を開催 ◆
(区内2ヶ所で展示)



12月9日～12月22日 西武信用金庫本店1階



1月6日～1月30日 中野駅ガード下ギャラリー(夢通り)

◆ 忘年会を開催 ◆
(於:Maison de MURA(メゾンムラ)中野店)



参加された女性部会員の皆様

◆ 新年会を開催 ◆
(於: 片山鳥肉店)



《青年部会》

◆ 「研修会」&「忘年会」を開催 ◆
(12月5日)

12月5日「第5回研修会」が行われました。
今回は幹事2名に講師になっていただき、主に会社紹介や事業内容についてスライドを交えて講和され、より一層理解が深まりました。ありがとうございました。

その後、忘年会を開催し、親睦を図ることが出来ました。



秋山幹事



上田幹事

青年部会独自で“租税教室”を実施！

10月27日(月)
区立上鷺宮小学校
6年1・2・3組



講師:米持氏・秋山氏・上田氏 カルタ:米持氏・秋山氏

藤島校長先生と

《東法連・青連協》

◆ 第4ブロックチャリティボウリング大会 ◆
(11月28日 於:新宿コパポウル)

11月28日「第4ブロックチャリティボウリング大会」が新宿コパポウルで開催されました。

中野法人会からは12名が参加し、団体で3位に入賞し、参加された部会員の結束力が発揮されました。大変お疲れ様でした。



ご参加の皆さま

◆ 「新年初顔合わせ会」を開催 ◆ (1月16日 於:三河屋)

冒頭、佐野部会長は、年頭の抱負とたくさんの現役部会員とOBのご参加に感謝を述べました。

また初参加した6名の新入部会員

の紹介などを行い、新旧の親睦の場となり、青年部会は素晴らしいスタートを切りました。



乾杯:佐野部会長 中締:高須副部会長 司会:加藤副部会長

ご参加の皆さま

* 署長講演会 *

「税務署長のひとり言」

講師：中野税務署長 福永 秀文様



講師の福永署長

1月8日、リーガロイヤルホテル東京に於いて、新年賀詞交歓会の前段で、福永署長を招聘して、「署長講演会」が開催されました。会場には、123名がご参加され、皆様は大変濃い内容に傾聴されておりました。

第Ⅱ部「新年賀詞交歓会」(於：リーガロイヤルホテル東京)



開会の辞：木村副会長



年頭の辞：横山会長



納税表彰受彰者紹介：
矢島副会長



川柳コンクール入賞者発表：
福井副会長



司会：大島副会長



中野税務署長表彰：大島様



中野税務署長表彰：谷津様



中野税務署長感謝状：米持様



中野税務署長感謝状(中野納
税貯蓄組合連合会)：高須様



中野税務署長感謝状(東京税
理士会中野支部)：土谷様



中野税務署長感謝状(広報功績者)：
株式会社 レオパレス21



東京主税局長表彰：鳥居様



中野都税事務所税務功労者表彰：
石井様



税に関する川柳コンクール入賞作品



川柳コンクール入賞の皆様

第Ⅲ部「祝 賀 会」(於：リーガロイヤルホテル東京)



司会：柴野副会長



挨拶：横山会長



乾杯：宮島顧問



食品ロス提言：平澤女性部会長



中締：川村副会長



祝賀会には208名の方々をご参加されました

『公益社団法人 中野法人会・第15回通常総会』開催ご案内

- 1. 日時：令和8年6月11日(木) 午後3時30より受付 午後4時開会
 - 第一部『第15回通常総会』(午後4時～)
 - 第二部『感謝状贈呈式』(午後5時15分～)
 - 第三部『懇親会パーティー』(午後6時10分～)

1. 会場：リーガロイヤルホテル東京

1. 会費：10,000円(第三部出席者のみ)

※ご欠席の場合、委任状にご記入して頂き投函して下さい。
宜しくお願い致します。



▲ランニングフェスタ

大抽選会，喜びの笑顔・・・



会員事業者紹介

かぶしきがいしゃ おふいすえるあーる
株式会社 オフィスエルアール

業種：芸能・イベント・研修

代表者 谷津 かおり (やつ かおり)

所在地 〒164-0012

中野区本町4-5-7

TEL 03-6300-0500

FAX 03-6300-0520

URL <https://gekicom.com>



アサマコーポレーション様研修風景

企業紹介

演劇で培った表現力・想像力でコミュニケーション研修・ビジネス基礎研修をしています。
人材育成にお役立て下さい。

かぶしきがいしゃ びー とれんど
株式会社 ビートレンド

業種：賃貸仲介業、オンラインショップ

代表者 林 幹治 (はやし かんじ)

所在地 〒164-0001

東京都中野区中野5-26-6

TEL 03-3388-7775

FAX 03-3388-7555

URL <http://b-trend.jp>



企業紹介

インドネシアの家具・木材などを扱っています。自社デザインのチーク材家具をオンラインショップで運営しています。
<https://www.frontpagenews.jp>

かぶしきがいしゃ ほーむめいどとうきょう
株式会社 ホームメイド東京

業種：警備業 (2号交通誘導、1号施設警備)

代表者 横須賀 智 (よこすか さとし)

所在地 〒164-0011

中野区中央4-4-5 第一小林ビル3F

TEL 03-5929-8716

FAX 03-5929-8717

URL <https://homemade-keibi.com>



株式会社 **ホームメイド東京**

企業紹介

2033年までに1000人の仲間と東日本で一番安心、安全、笑顔を守っている会社となります。

かぶしきがいしゃ すてらくりえいと
株式会社 StellarCreate

業種：IT (HP制作/システム開発)

代表者 佐々木 将一 (ささき しょういち)

所在地 〒164-0001

中野区中野5-67-7 プラザ中野801

TEL 080-8349-7344

FAX なし

URL <https://www.stellar-create.co.jp>



企業紹介

HP制作・システム開発を、AI活用で相場の半額！見られる・使われるため改善し続けます！
ご相談大歓迎！